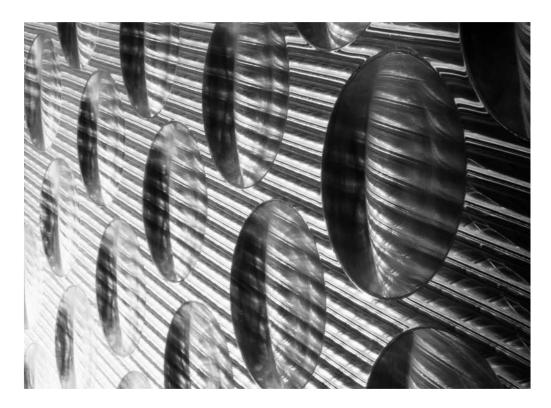
源泉徴収のしかた

平 成 27 年 版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく 税務署にお尋ねください。

【平成25年1月から復興特別所得税が創設されています】

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出(年調所得税額に102.1%を乗じて算出)する必要がありますので、ご注意ください。

【社会保障・税番号制度の導入について】

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始され、平成 28 年 1 月以後に税務署へ提出いただく申告書・法定調書等に番号の記載が必要となります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta. go.jp)内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページの右下にある「社会保障・税番号制度」の入口から簡単にアクセスすることができます。



この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したものです。正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

凡例

- 1 この「源泉徴収のしかた」は、平成26年11月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- 2 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所 令………所得税法施行令(昭40政令第96号)

所 規………所得稅法施行規則(昭40大蔵省令第11号)

措 法………租税特別措置法(昭32法律第26号)

措 規………租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)

法 法 法 法 法 (昭40 法律第34号)

平 〇 改 正.....所得税法等の一部を改正する法律(平〇法律第△号)附則

復興財確法…………東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保

に関する特別措置法(平23法律第117号)

復 興 特 別.....復興特別所得税に関する省令(平 24 財務省令第 6 号) 所得税省令

実施特例省令……租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す

る法律の施行に関する省令(昭44大蔵・自治省令第1号)

基 通………所得税基本通達(昭45直審(所)30)

措 通………昭63.3.31付直法6-8ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い

《源泉所得税関係》について」通達

措通(譲)・・・・・・平14.6.24付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法(株式等に係る譲渡

所得等関係)の取扱いについて」通達

3 文中、例えば「所法9①三イ」とあるのは、所得税法第9条第1項第3号イの条項を示します。

目 次

第 1	源泉徴収制度の概要 1	Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等… 22
第 2	給与所得の源泉徴収事務 4	第5 配当所得の源泉徴収事務22
Ι	源泉徴収事務のあらまし 4	第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の
Π	給与所得の範囲 5	源泉徴収事務22
\coprod	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 … 7	第7 その他の所得に対する源泉徴収 2
IV	源泉徴収に際して控除される各種控除… 8	第8 その他
V	税額表の使用方法13	I 源泉徴収税額の過誤納額の還付 25
VI	税額の求め方(平成27年分) 15	Ⅱ 源泉徴収票及び支払調書の提出 25
VII	年末調整17	Ⅲ 災害被害者に対する救済2′
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別	IV 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴
Ē	斤得税の納付	収税額が還付される場合 2′
IX	給与等の支払明細書の交付 18	〈参考〉各種届出書等の記載例
第3	退職所得の源泉徴収事務19	○給与支払事務所等の開設届出書 28
Ι	退職所得の範囲・・・・・・19	○源泉所得税の納期の特例の承認
Π	退職手当等の区分19	に関する申請書28
\coprod	退職所得控除額19	○退職所得の受給に関する申告書 25
IV	税額の求め方(平成27年分) 20	○源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書・・・ 29
第 4	報酬・料金等の源泉徴収事務 20	○給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書
Ι	居住者に対して支払う報酬・料金等 21	(納付書) の記載例30

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源 泉徴収のあらまし」(国税庁ホームページへの掲載のほか、冊子による提供も行っています。)をご覧ください。